

令和6年第5回野辺地町議会

定例会会議録

招集年月日 令和6年12月4日(水)

招集場所 野辺地町議会会議場

開会(開議) 令和6年12月6日(金)午前9時30分

出席議員(11名)

1番	横浜	睦成	2番	高沢	陽子
3番	木戸	忠勝	4番	村中	玲子
6番	戸澤	栄	7番	古林	輝信
8番	中谷	謙一	9番	野坂	充
10番	大湊	敏行	11番	赤垣	義憲
12番	岡山	義廣			

欠席議員(1名)

5番 五十嵐 勝弘

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町	長	野村	秀雄						
副町	長	江刺家	和夫						
教	育	長	小野	淳美					
総	務	課	長	山田	勇一				
企	画	財	政	課	長	長	根	一彦	
防	災	管	財	課	長	西	舘	峰夫	
産	業	振	興	課	長	上	野	義孝	
町	民	課	長	富	吉	卓	弥		
介	護	・	福	祉	課	長	飯	田	貴子

健康づくり課長	木 明	修
建設水道課長	五十嵐 洋	介
会計管理者	高山 幸	人
学校教育課長 兼学校給食共同調理場所長	飯 田	満
学校教育課指導室長	向中野 純	子
社会教育・スポーツ課長兼中央公民館長 兼図書館長兼歴史民俗資料館長	玉 山 順	一
代表監査委員	駒 井	広
総務課主幹	四 戸 俊	彰
総務課総括主査	木 村 卓	磨

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	田 中 利 実
議会事務局主幹	濱 中 太 一

議事日程（第3号）

日程第1 議案審議

- 1、報告第10号 専決処分した事項の報告の件（物損事故に係る損害賠償についての和解の件）
- 2、承認第9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和6年度野辺地町一般会計補正予算（第4号））
- 3、議案第65号 令和6年度野辺地町一般会計補正予算（第5号）
- 4、議案第66号 令和6年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 5、議案第67号 令和6年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 6、議案第68号 令和6年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 7、議案第69号 令和6年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 8、議案第70号 野辺地町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 9、議案第71号 野辺地町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案
- 10、議案第72号 野辺地町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 11、議案第73号 野辺地町手数料条例の一部を改正する条例案
- 12、議案第74号 野辺地町介護保険条例の一部を改正する条例案
- 13、議案第75号 野辺地漁港荷さばき施設設置及び管理に関する条例案
- 14、議案第76号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について
- 15、議案第77号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について

日程第 2 発議審議

1、発議第 4 号 ハラスメント対策特別委員会設置に関する決議案

2、発委第 3 号 議会中継による議会活動の公開を求める決議案

日程第 3 閉会

町長の提出議案 な し

議会の提出議案

発議第 4 号 ハラスメント対策特別委員会設置に関する決議案

発委第 3 号 議会中継による議会活動の公開を求める決議案

発議第 5 号 入札談合等関与行為の調査に関する決議案

会議に付した議案

報告第10号 専決処分した事項の報告の件（物損事故に係る損害賠償についての和解の件）

承認第 9 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和 6 年度野辺地町一般会計補正予算（第 4 号））

議案第65号 令和 6 年度野辺地町一般会計補正予算（第 5 号）

議案第66号 令和 6 年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第67号 令和 6 年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

議案第68号 令和 6 年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第69号 令和 6 年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第70号 野辺地町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第71号 野辺地町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第72号 野辺地町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

議案第73号 野辺地町手数料条例の一部を改正する条例案

議案第74号 野辺地町介護保険条例の一部を改正する条例案

議案第75号 野辺地漁港荷さばき施設設置及び管理に関する条例案

議案第76号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及

び青森県市町村総合事務組合規約の変更について

議案第77号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について

発議第4号 ハラスメント対策特別委員会設置に関する決議案

発委第3号 議会中継による議会活動の公開を求める決議案

発議第5号 入札談合等関与行為の調査に関する決議案

◎開議の宣告

○議長（岡山義廣君） 本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎議案審議

○議長（岡山義廣君） 日程第1、議案審議を行います。

報告第10号 専決処分した事項の報告の件（物損事故に係る損害賠償についての和解の件）を議題とします。

副町長から説明を求めます。

副町長。

○副町長（江刺家夫君） おはようございます。それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

報告第10号 専決処分した事項の報告の件であります。2ページをお願いします。専決処分いたしましたのは、物損事故に係る損害賠償についての和解の件であります。和解の相手方は、_____、_____氏であります。

事故の概要は、令和6年6月25日、午前11時頃、野辺地町字石神裏16番地、野辺地町立若葉小学校わかば学級棟前におきまして学校職員が草刈り作業を行っていた際に、草刈り機による飛び石が相手方車両に接触し、損傷を与えたものであります。

和解の内容であります。町は事故の損害賠償金として4万5,100円を____氏に支払うこととし、町及び____氏は、本件事故に関し、今後異議を申し立てしないことといたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（岡山義廣君） 報告第10号は報告事項ではありますが、質疑があれば許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

承認第9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和6年度野辺地町一般会計補正予算（第4号））を議題とします。

副町長説明を求めます。

副町長。

○副町長（江刺家夫君） 承認第9号は、専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件であります。

専決処分いたしましたのは、令和6年度野辺地町一般会計補正予算（第4号）であります。令和6年10月早々に衆議院が解散される見込みとなり総選挙等の執行経費について、早急に予算措置する必要が生じたことから、9月30日付で専決処分したものであります。

それでは、別冊の予算書でご説明申し上げます。第4号、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1,400万円を追加し、予算の総額を83億2,900万円といたしました。

まず、歳入予算について5ページをお願いします。15款県支出金、3項1目5節選挙費委託金の衆議院議員総選挙費は、今回の選挙の執行に伴うもので、1,400万円を追加いたしました。

続いて、歳出予算は6ページになります。2款総務費、4項2目衆議院議員総選挙費は、選挙の執行に係る費用になりますが、12節委託料の投票所交通誘導・警備等業務は期日前投票所及び第1投票所を役場新庁舎としたことによる臨時駐車場の交通誘導等に係るもので、118万8,000円を追加いたしました。

17節備品購入費のパソコンは、投開票事務用のノートパソコン2台を更新するもので、45万1,000円を追加いたしました。また、国民審査読取集計機は、最高裁国民審査の開票事務を効率化するため導入するもので、242万円を追加いたしました。

以上、令和6年度野辺地町一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたしました。ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 6ページの歳出の部分で、13節使用料及び賃借料のところに自動車とありますが、これはどういった使い方だったのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（山田勇一君） お答えします。

これは、投票が終わった後、投票管理者と投票立会人が投票所に投票箱を持ってきますけれども、その投票会場から自宅に帰るまでのタクシー代となります。開票立会人に運んできてもらいますので、その方が自宅に帰るまでのタクシー賃ということになります。

○議長（岡山義廣君） 質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 質疑を終わります。

これから承認第9号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第9号は承認することに決定しました。

議案第65号 令和6年度野辺地町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

初めに、歳入予算の補正について副町長から説明を求めます。

副町長。

○副町長（江刺家夫君） 議案第65号は、令和6年度野辺地町一般会計補正予算（第5号）であります。お手元の別冊予算書でご説明申し上げます。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ6,700万円を追加し、予算の総額を83億9,600万円といたしました。

それでは、歳入の主なるものについてご説明申し上げます。予算書の12ページをお願いいたします。1款町税は、1項の町民税と2項の固定資産税について、徴収見込みの増によりまして、合わせて3,578万6,000円を増額いたしました。

12款分担金及び負担金、2項2目1節保健衛生費負担金の養育医療費個人負担金は、未熟児養育医療給付事業の申請数が当初の見込みより増となったことから、17万1,000円を増額いたしました。

13款使用料及び手数料、2項3目1節塵芥処理手数料の廃棄物処理手数料は、ごみ袋販売量の増加に伴いまして、250万円を増額いたしました。

13ページに参りまして、14款国庫支出金、1項1目3節障害者福祉費負担金は、サービス利用者の増などによりまして、合わせて1,315万円を追加いたしました。

2目の衛生費国庫負担金、1節保健衛生費負担金の養育医療給付費は、申請件数の増により31万1,000円を追加いたしました。

2項国庫補助金、2目1節障害者福祉費補助金の障害者地域生活支援事業費は、一時支援事業の利用者の増等によりまして、41万8,000円を追加いたしました。

障害者総合支援事業費は、システム改修費用の2分の1、92万4,000円を追加いたしました。

14ページをお願いいたします。15款県支出金、1項県負担金は、前のページの国庫支出金に係る県負担分で、合わせて461万5,000円を追加いたしました。

2項県補助金、2目3節障害者福祉費補助金も、国庫支出金の県負担分で20万9,000円を追加いたしました。

4節児童福祉費県補助金の乳幼児医療費給付事業費は、給付額の増によりまして、25万円を追加いたしました。

7目2節教育費補助金の学校における働き方改革推進事業費24万円は、働き方改革推進のための環境整備に対して県独自の補助を行うもので、小中学校の職員室に大型テレビを設置することとしております。

16款財産収入、2項3目1節物品売払収入の車両等は、公用車の売却に係るもので34万円を追加

いたしました。

15ページに参りまして、17款寄附金、1項2目1節指定寄附金は、ふるさと納税が23件、指定寄附金が2件、総額586万8,000円のご寄附がありました。

18款繰入金、2項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金は、本補正の財源調整であります。

4目1節公共施設整備基金繰入金は、統合小学校新築事業に係る町債の増に合わせ組替えを行うもので、280万円を減額いたしました。

6目ふるさとづくり基金繰入金は、いただいた寄附金の一部を今年度実施しましたイルミネーション事業に充てるもので282万7,000円追加いたしました。

16ページをお願いいたします。3目2節雑入の北部上北広域事務組合精算金は、令和5年度決算による精算金で、2,626万1,000円を追加いたしました。

21款町債、1項9目1節教育債の統合小学校新築事業280万円は、特別委員会の際にもご説明いたしましたが、交付金メニューの変更により測量範囲が広がったことから増額するものであります。

なお、歳出につきましては、耐力度調査などの予算の執行残により対応しております。

歳入予算については、以上であります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 歳入予算の補正について質疑を行います。ページ数を言ってから質疑をお願いします。質疑ありませんか。

3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 1ページの1款町税、これどういうわけか分からないけれども、昨年度は軽自動車税、町たばこ税、入湯税とあったのだけれども、令和6年度に記載されていないようなことで、どこの部分に入るのですか。

○議長（岡山義廣君） 会計管理者。

○会計管理者（高山幸人君） お答えいたします。

軽自動車税、入湯税、たばこ税に関しましては、決算見込額が少額でしたので、今回の補正には計上いたしませんでした。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） おはようございます。12ページの1款2項1目1節の償却資産の詳細を教えてください。

○議長（岡山義廣君） 会計管理者。

○会計管理者（高山幸人君） お答えいたします。

補正予算額の内訳ですけれども、大きく2つの要因があって、分析しております。1つは、当初予算の見積額は、過去3か年の調定額平均の収納率98.5%で算出していました。それが結果として低くなったということが考えられます。

もう一つは、当初見積額より大型風力発電事業の償却資産に係る税額が増となったことによるものと考えてございます。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 14ページの教育費県補助金のところで、先ほどちょっと説明を聞き逃したのですけれども、学校における働き方改革推進事業費で、職員室に大型テレビを設置という説明があったのですが、その設置の理由をちょっと聞き逃したので、もう一度ご説明をお願いします。

○議長（岡山義廣君） 学校教育課長。

○学校教育課長（飯田 満君） それでは、お答えいたします。

まず、今回職員室に設置する理由ですが、欠席する児童生徒から欠席の電話連絡があったりするのですが、その情報をモニターに表示したいということです。以前ですと、担任が電話でやり取りしていたのですが、別の先生が電話を受けた場合でも、その情報を共有できるということがまず1つ、先生方は、なかなか職員室に戻ってきたりできませんので、皆さんになかなか伝えづらいということで、そのモニターに管理職から先生方への連絡事項をまず表示すること、また1日の学校スケジュールをモニターに表示したりということで、現在はその3つの使い方を考えております。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） ということは、大型テレビとは説明ありましたが、大型モニターという解釈でよろしいかと思います。ありがとうございます。

別の質問で15ページ、繰入金の中の公共施設整備基金繰入金の、要は基金の使い方に関連してちょっとお伺いしたいのですが、まかど温泉スキー場ノルディックコースについて、あのコースで今期はスキー大会ができないのではないかと声をちょっと町民から聞きまして、これについて実際はどうなのかというところをちょっとお伺いしたいのですけれども。

○議長（岡山義廣君） 担当者、社会教育・スポーツ課長。

○社会教育・スポーツ課長（玉山順一君） お答えします。

今の段階では、馬門、あったかハウスの前面の広場は使えない可能性があります。それに伴って、今関係団体等とも協議しながら、現在に至っているところであります。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 先ほどの町税の件なのですけれども、軽自動車税、町たばこ税、入湯税、これは令和6年度は少額で記載しなかったというご説明ありましたが、令和5年度を見ると、結構な金額なのですけれども、これは令和6年度の金額は幾らなのですか。

○議長（岡山義廣君） 会計管理者。

○会計管理者（高山幸人君） お答えいたします。

まず、軽自動車税に関しましては、決算見込額は3,850万6,000円と見込んでおります。

続いて、町たばこ税につきましては、決算見込額 1 億3,554万円でございます。

最後に、入湯税ですけれども、決算見込額684万5,000円というふうに見込んでおりますが、こちらにつきましては、民間活動、経済活動に左右されますので、過去の実績を基に単純計算で決算見込額を出していますので、実際決算が出ると、私たちの見込みももしかしたらずれるかもしれませんので、金額的に少額でしたので、今回は補正予算として計上いたしませんでした。

○議長（岡山義廣君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 歳入補正についての質疑を終わります。

次に、歳出予算の補正について副町長から説明を求めます。

副町長。

○副町長（江刺家和本夫君） では、続きまして歳出予算の主なるものについてご説明申し上げますが、歳出予算全般について、青森県人事委員会勧告に準じた給与の改定などによる職員給与等の増減分を計上しておりますけれども、各項目における説明は割愛させていただきます。

内容といたしましては、一般職員の月例給の引上げのほか、町議会議員、特別職、会計年度任用職員を含めた期末手当の給与改定などで、総額2,121万6,000円を増額いたしました。

それでは、17ページをお願いいたします。下段の2款総務費、1項1目12節委託料の給与制度改革に伴う例規整備支援業務は、本年度の人事院勧告等により、職員の給与制度の大幅な改正が行われることから、町の例規整備の支援を委託するもので、44万円を追加いたしました。

18ページをお願いします。17節備品購入費の郵便料金計器は、新庁舎建設費の予算科目で執行したため424万円を減額いたしました。

19ページに参りまして、2項徴税费、2目賦課徴収費、12節委託料の市街地宅地評価法基礎資料更新業務は、契約額の確定によりまして38万4,000円を減額いたしました。また、令和8年度まで設定しております継続費の変更も行います。

20ページをお願いいたします。12節委託料の戸籍システム機器移設業務は、業務が完了したことから55万円を減額いたしました。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費、27節繰出金は、国民健康保険事業特別会計に対するもので、合わせて325万2,000円を減額いたしました。

21ページに参りまして、2目後期高齢者医療対策費、18節負担金、補助及び交付金の医療療養給付費の令和5年度の負担金の確定によるもので、403万円を追加いたしました。

3目介護保険対策費、27節繰出金は、介護保険事業特別会計に対するもので、合わせまして273万8,000円を追加いたしました。

7目の障害福祉対策費、12節委託料の障害者福祉システム改修業務は、令和6年度の障害福祉サービス等の改正に伴い、システム改修が必要となったことから184万8,000円を追加いたしました。

19節扶助費は、報酬改定やサービス利用の増などによる理由により、合わせまして2,630万円を追加いたしました。

8目障害者地域生活支援費、19節扶助費は、次のページの日中一時支援サービス利用の増等によりまして、合わせて103万7,000円を追加いたしました。

23ページに参りまして、5目乳幼児医療費給付事業費、19節扶助費の乳幼児医療費は、支出見込額の増により168万9,000円を追加いたしました。

24ページをお願いいたします。4款衛生費、1項3目母子衛生費、19節扶助費の養育医療給付費は、未熟児養育医療給付事業の申請数が当初より多く見込まれるため、80万円を追加いたしました。

2項清掃費、3目ごみ減量化促進対策事業費、12節委託料の廃棄物処理手数料徴収業務は、ごみ袋販売量の増加によるもので、28万円を追加いたしました。

25ページに参りまして、中段の5款労働費、1項1目勤労青少年ホーム運営費、10節需用費の修繕料は、青少年ホームの浄化槽汚水ポンプの故障に伴う修繕で46万2,000円を追加いたしました。

26ページをお願いいたします。中段の7款商工費、1項2目観光費の財源補正は、歳入でもご説明いたしましたが、ふるさとづくり基金からイルミネーション事業へ282万7,000円の繰入れを行ったものであります。

27ページに参りまして、8款土木費、下段の6項1目住宅管理費、10節需用費の修繕料は、町営住宅の床やドアの修繕に係るもので、102万2,000円を追加いたしました。

28ページをお願いいたします。10款教育費、1項2目事務局費、下段の13節使用料及び賃借料のバス借り上げは、部活動や校外学習に伴う児童生徒の送迎のためのバスの借上料ですが、今後の利用予定の見込みから35万円を追加いたしました。

17節備品購入費のテレビは、先ほど課長から説明があったとおりでございます。48万2,000円を追加いたしました。

29ページに参りまして、2項小学校費、下段の2目若葉小学校費、17節備品購入費の空気清浄機は、国の学校保健特別対策事業費補助金、補助率2分の1でありますけれども、これを活用し、空気清浄機2台を購入するもので、17万4,000円を追加いたしました。

少し飛びまして、32ページをお願いします。5項保健体育費、5目サンビレッジのへじ費、10節需用費の修繕料は、トレーニング機器の修理やプール室内照明灯の修繕によるもので、79万円を追加いたしました。

7目学校給食共同調理場費、10節需用費の修繕料は、給湯配管等の修繕によるもので、24万6,000円を追加いたしました。

14節工事請負費のオイルサービスタンク更新工事は、物価高騰等による工事費の増額のため、13万9,000円を追加いたしました。事業の完了が今年度中に間に合わない見込みであることから、繰越明許費を設定しております。

17節備品購入費の給食用パン箱は、既存品の経年劣化により更新するもので、66万9,000円を追加いたしました。

13款諸支出金、1項4目文化財保護基金費から33ページに参りまして、5目ふるさとづくり基金費は、寄附金を寄附の目的に沿って各基金へ積み立てするものであります。

以上が歳出予算の概要であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 歳出予算の補正について質疑を行います。質疑ありませんか。ページ数を言ってから質疑してください。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 21ページをお願いします。一番下、扶助費103万7,000円の一番上の段といえますか、自動車運転免許取得・改造費とありますが、これはこういった内容でしょうか。

○議長（岡山義廣君） 介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） お答えいたします。

この自動車運転免許取得・改造費については、障害者手帳をお持ちの方が自動車運転免許を取得する際や、運転しやすいようにハンドルなどを改造する場合に助成するものとなっております。見込みより利用の方の人数が増えましたので、補正いたしました。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） ありがとうございます。

続いて、29ページでお伺いします。若葉小学校費、備品購入費に17万4,000円、空気清浄機を2台購入と説明がありましたが、その空気清浄機はどこに設置するのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 学校教育課長。

○学校教育課長（飯田 満君） お答えいたします。

まず、保健室と職員室に2台を設置します。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 保健室は分かるのですが、何か職員室、子供たちの部屋よりも先に職員室というのは、ちょっと気にかかる場所ですけれども、おいおいそういう対策もお願いしたいなと思います。

32ページ、学校給食共同調理場費、今回はオイルサービスタンク更新工事という項目がありますが、要は学校給食共同調理場、今湿式、要は床がぬれた状態かどうか、水洗いできるよう

な状態の調理場だと思うのですけれども、これを乾式、衛生面上もかなり有利だと聞いておりますが、乾式の調理場に更新するというお考えがないのか、ちょっとお伺いしたいのですが。

○議長（岡山義廣君） 学校教育課長。

○学校教育課長（飯田 満君） それでは、お答えいたします。

給食センター、昭和53年の建築ということで、非常に設備等に不具合が生じております。こちらとしましては、現在小学校の統合事業を進めておりますが、その後、建設をしたい思いはございますが、やはり財政ということもございますので、建設もしくは、例えば近隣の市町村に委託するような部分も現在考えてはおります。

○議長（岡山義廣君） 2番、高沢陽子君。

○2番（高沢陽子君） 同じく今のページ、32ページの学校給食共同調理場費、2節給料、そして3節職員手当等、これがマイナスになっていますけれども、令和6年度3月までなのでしょうか、それとも令和7年度を超えて減額するということ、職員を減らすということなのでしょうか。お願いします。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（山田勇一君） お答えします。

この職員給与費の減額は、給食センターに勤務する職員が今年度途中で退職したことによる減額となります。

○議長（岡山義廣君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで歳出予算補正について質疑を終わります。

続きまして、第2表、継続費補正から第5表、地方債補正まで、副町長から説明を求めます。

副町長。

○副町長（江刺家夫君） それでは、予算書の6ページにお戻り願います。

第2表、継続費補正は、変更が1件であります。2款総務費、2項徴税費の市街地宅地評価法基礎資料更新業務は、事業費の確定により、総額及び各年度の年割額を変更するものであります。

7ページの第3表、繰越明許費補正は、追加が1件であります。10款教育費、5項保健体育費のオイルサービスタンク更新工事は、歳出でご説明しましたが、事業の完了が今年度中に間に合わない見込みであることから繰り越すものであります。

次に、8ページの第4表、債務負担行為補正は、広報のへじ印刷製本業務等、追加の12件であります。令和7年度の当初から業務を開始するため、令和6年度中に契約行為を行い、滞りなく業務を進めるために追加するものであります。

9ページの第5表、地方債補正であります。限度額の変更が2件であります。給食センター改

修事業は、事業完了による減額、統合小学校新築事業は、交付金メニューの変更により測量範囲が広がったことから増額するものであります。

なお、起債の方法、利率等については変更ございません。

以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 第2表、継続費補正から第5表、地方債補正まで質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決します。

お諮りします。本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

議案第66号 令和6年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

歳入歳出予算の補正について町民課長から説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（富吉卓弥君） おはようございます。それでは、議案第66号 令和6年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、お手元の別冊予算書でご説明申し上げます。

既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ324万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ16億7,219万2,000円といたしました。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。5ページをお願いいたします。6款繰入金、1項1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金は、納付金額の確定により314万5,000円減額しております。

同じく2節事務費繰入金は、青森県人事委員会勧告に伴い98万5,000円増額しております。

同じく4節国保財政安定化支援事業繰入金は、令和6年度普通交付金から国保特別会計へ繰り出される財政需要額の精算によるもので、68万8,000円減額しております。

5節及び6節につきましても、1節同様の金額の確定によりそれぞれ減額しております。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

なお、各科目の給料等の人件費につきましては、青森県人事委員会勧告及び会計年度任用職員の

期末勤勉手当等の改定に伴う増額となります。申し訳ありませんが、説明は割愛させていただきます。

6 ページ下段から 7 ページをお願いいたします。3 款国民健康保険事業費納付金、1 項医療給付費分をはじめ 2 項及び 3 項の 18 節負担金、補助及び交付金は、各納付金の確定に伴うもので、合わせて 143 万 5,000 円増額しております。

8 ページをお願いいたします。5 款保健事業費、1 項 3 目医療費適正化事業費、7 節報償費は、健康づくりポイント制度事業の参加者が増加傾向にあるため、報償として不足となる商品券分として 13 万 5,000 円増額しております。

12 節委託料は、郵便料金の変更に伴い、国保連合会に委託している医療費通知に係る費用として 8 万 8,000 円増額しております。

9 款予備費は、財源調整のため 593 万円減額し、8,513 万 7,000 円としました。

以上、議案第 66 号の概要についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
○議長（岡山義廣君） 歳入歳出予算の補正について一括で質疑を行います。ページ数を言ってから質疑願います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第 66 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 66 号は原案のとおり可決されました。

議案第 67 号 令和 6 年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

歳入歳出予算の補正について町民課長から説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（富吉卓弥君） それでは、議案第 67 号 令和 6 年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、お手元の別冊予算書でご説明申し上げます。

既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ 26 万 6,000 円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 1,923 万 6,000 円といたしました。

なお、今回の補正につきましては、歳入歳出ともに青森県人事委員会勧告に伴うものとなります。

それでは、歳入についてご説明申し上げます。5 ページをお願いいたします。3 款繰入金……

〔「議長」の声あり〕

○町民課長（富吉卓弥君） 1 項 1 目 1 節……

○議長（岡山義廣君） 発言中です。

〔「説明省略でお願いします」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） はい。

どうぞ、進めてください。

○町民課長（富吉卓弥君） 続けさせていただきます。

3 款繰入金、1 項 1 目 1 節事業費繰入金は、一般職員人件費分として22万6,000円増額しております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。6 ページをお願いいたします。1 款総務費、1 項 1 目 2 節給料から18節負担金、補助及び交付金を合わせて26万6,000円増額しております。

以上、議案第67号の概要についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 歳入歳出予算の補正について一括で質疑を行います。ページ数を言ってから質疑願います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第67号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

議案第68号 令和6年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

歳入歳出予算の補正について介護・福祉課長から説明を求めます。

介護・福祉課長、どうぞ。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） 議案第68号 令和6年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。別冊の補正予算書をお願いいたします。

既定の予算額に1,225万6,000円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ18億5,491万8,000円といたしました。

それでは、歳入についてご説明いたします。5ページをお願いいたします。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金を207万8,000円の増額及び2項国庫補助金、1目調整交付金は70万2,000円を増額いたしました。

同じく4款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金は208万5,000円。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金は129万9,000円の増額となりました。

6ページに参りまして、同様に7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金は129万9,000円のほか、5目事務費等繰入金は136万5,000円の増額となっております。これらは、全て当初の見込みより介護サービス及び介護予防サービスの利用見込みの増などに基づくものであります。

7ページに参りまして、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金229万5,000円の増額については、先ほどと同様、サービス利用見込みの増による繰入金の増となります。

続いて、歳出についてご説明いたします。8ページをお願いいたします。歳出予算全般について、青森県人事委員会勧告に準じた給与の改定などによる職員給与等の増減を計上しておりますが、各項目における説明は割愛させていただきます。

1款総務費、3項介護認定費、1目介護認定費、11節役務費は19万8,000円の減となりました。これは、新庁舎への移転に伴い、回線設定費用が減額になったためであります。

続きまして、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費の1目居宅介護サービス給付費や次ページの2項介護予防サービス等諸費、4項高額介護サービス等諸費、6項特定入所者介護サービス等費については、同様に介護及び介護予防給付費を増額いたしました。これは、介護報酬改定に係る単価の増額とともに、在宅の介護サービス利用者が増加したことに伴うものであります。当町の65歳以上の高齢者の人口は緩やかな減少に転じておりますが、介護認定を受ける方は昨年度と比較しても横ばいでありまして、認定結果については、特に要支援1及び2と介護度が重い要介護4に認定されている方が増えている現状です。

以上、ご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 歳入歳出予算の補正について一括で質疑を行います。ページ数を言ってから質疑願います。質疑ありませんか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 7ページをお願いします。繰入金、介護給付費準備基金繰入金についてですが、これ繰入れ後の残高を教えてください。

○議長（岡山義廣君） 介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） 調べた後でご報告いたします。

○議長（岡山義廣君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第68号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

議案第69号 令和6年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

建設水道課長から説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（五十嵐洋介君） それでは、議案第69号 令和6年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第3号）について、お手元の別冊予算書でご説明いたします。

補正の主な内容については、青森県人事委員会勧告による人件費の増額によるものであります。

1ページをお願いいたします。第2条、収益的収入及び支出の補正の収入は、1款1項営業収益の既決予定額2億3,624万4,000円を60万円減額し、2億3,564万4,000円となり、2項営業外収益を60万円増額し、財源を調整いたします。

支出は、1款1項営業費用の既決予定額2億3,908万7,000円を192万1,000円増額し、4項予備費を減額し、財源調整いたします。

第3条、職員給与費の補正は、議会の議決事項となっていることについて記載しております。

2ページをお願いいたします。第4条、債務負担行為は、自家用電気工作物保安管理業務委託、水道水質検査業務委託、馬門野辺地線（野辺地橋）ほか配水管布設替工事（2・3工区及び添架管）、こちらについては野辺地橋架け替え工事に伴うものであります。同工事施工監理業務委託の4件であります。令和7年度当初から業務を開始する必要があり、令和6年度中に契約行為を終了し、滞りなく業務を進めるためのものであります。

補正の内容については、補正予算説明書で説明いたします。10ページをお願いいたします。（1）、収益的収入及び支出では、収入、1款2項2目他会計負担金71万9,000円は、青森県人事委員会勧告による人件費の増額によるもので、収入、1款1項3目その他の営業収益と1款2項5目の雑収益の減額で財源調整いたしました。

11ページをお願いいたします。支出では、1款1項4目の総係費は、青森県人事委員会勧告による人件費の給与費等192万1,000円増額となり、その財源を予備費で調整いたしました。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（岡山義廣君） 予算の補正額について一括で質疑を行います。ページ数を言ってから質疑願います。質疑ありませんか。

3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 2ページの馬門野辺地線ほか配水管布設替工事5,400万円とあるのですけれども、これは県か国の補助というのはあるのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（五十嵐洋介君） お答えします。

こちらは、県の工事に伴う水道の布設替えの工事になります。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） これは、全部県の補助で行うということですか。

○議長（岡山義廣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（五十嵐洋介君） こちらについては、町の水道事業会計のほうで工事費は発生します。ですが、補償費という形で約1,700万円ほどの歳入を予定しています。

以上です。

○議長（岡山義廣君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第69号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

議案第70号 野辺地町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

総務課長から説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（山田勇一君） 議案書7ページをお願いします。議案第70号 野辺地町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案であります。

青森県の取扱いに準じて、町議会議員の期末手当の支給割合を改めるものであります。

改正内容を新旧対照表でご説明いたします。10ページをお願いします。上段の第1条関係は、本年12月に支給する期末手当に関する改正であります。改正前の支給割合100分の165を100分の175に改めます。

下段の第2条関係は、令和7年度以降に支給する期末手当に関する改正であります。改正前の支給割合100分の175を100分の170に改めます。この改正により、年間の期末手当の支給割合は0.1月増の3.4月分となります。

なお、この改正条例の施行日等ではありますが、第1条関係は施行日を公布の日とし、改正後の規定の適用を令和6年12月1日からといたします。

また、第2条関係につきましては、施行日を令和7年4月1日といたします。

以上、議案第70号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（岡山義廣君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第70号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

議案第71号 野辺地町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

総務課長から説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（山田勇一君） 議案書11ページをお願いします。議案第71号 野辺地町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案であります。

町長等特別職につきましても、議員と同様に青森県の取扱いに準じて期末手当の支給割合を改めるものであります。

改正内容を新旧対照表でご説明します。14ページをお願いします。上段の第1条関係は、本年12月に支給される期末手当に関しての一般職の職員の給与条例の読替規定の改正となります。改正前の

支給割合100分の165を100分の175に改めます。

下段の第2条関係は、令和7年度以降に支給する期末手当に関しての読替規定の改正であります。改正前の支給割合100分の175を100分の170に改めます。この改正により、年間の期末手当の支給割合は、先ほどの町議会議員と同様に0.1月増の3.4月分となります。

この改正条例の施行日等につきましては、第1条関係は施行日を公布の日とし、改正後の規定の適用を令和6年12月1日からといたします。

また、第2条関係につきましては、施行日を令和7年4月1日といたします。

以上、議案第71号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第71号を採決します。本案は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

議案第72号 野辺地町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

総務課長から説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（山田勇一君） 議案書15ページをお願いします。議案第72号 野辺地町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案であります。

青森県人事委員会勧告に準じて職員の給料月額並びに期末手当、寒冷地手当及び勤勉手当の額を改めるため提案するものであります。

主な改正内容を新旧対照表でご説明します。32ページをお願いします。初めに、第1条関係であります。第16条第2項の職員の期末手当について、12月に支給する割合を100分の127.5とします。また、同条第3項は、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当に関しての第2項の読替規定であります。12月に支給する割合の100分の71.25と規定いたします。

その下の第17条第2項は、職員の寒冷地手当の額に関する規定であります。世帯主の区分それぞれに応じた支給額を改正案のとおり改めます。

次の33ページ下段の第17条の1第2項第1号の職員の勤勉手当について、12月に支給する上限額

の割合を100分の107.5といたします。また、同項第2号の定年前再任用短時間勤務職員については100分の53.75といたします。

次の34ページから52ページまでは、行政職、医療職及び教育職の給料月額の改正となります。行政職では、大卒程度の初任給を2万3,200円、高卒程度の初任給を2万3,600円引き上げるなど、特に若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象として給料月額の引上げを行います。

53ページをお願いいたします。第2条関係は、令和7年度以降に支給する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例となります。先ほどご説明いたしました第1条関係では期末手当及び勤勉手当とも6月と12月で異なる支給割合といたしましたが、これを平準化し、6月、12月ともに同率の支給割合に改めます。

まず、第16条第2項に規定する期末手当については、6月、12月とも100分の125に、同条第3項の定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の読替規定については100分の70といたします。

ページ下段から次のページにかけましても、第17条の1第2項第1号に規定する勤勉手当の支給上限額につきましては、6月、12月とも100分の102.5に、同項第2号の定年前再任用短時間勤務職員については100分の50といたします。

以上が改正の主な内容となります。

なお、この改正条例の施行日等ではありますが、第1条関係は施行日を公布の日とし、改正後の規定の適用を令和6年4月1日からといたします。

また、第2条関係につきましては、施行日を令和7年4月1日といたします。

以上、議案第72号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第72号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

皆さんの健康維持のため、45分まで休憩します。

休憩（午前10時35分）

再開（午前10時45分）

○議長（岡山義廣君） 再開します。

議案第65号において、赤垣議員の質疑に対して保留していた件を介護・福祉課長より答弁させます。

介護・福祉課長、どうぞ。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） 先ほどの答弁漏れについてお答えいたします。

介護給付費準備基金の繰り入れ後の残高の見込額につきましては、1億4,795万1,000円となっております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 議案第73号 野辺地町手数料条例の一部を改正する条例案を議題とします。

町民課長から説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（富吉卓弥君） それでは、議案第73号についてご説明申し上げます。議案書55ページをお願いいたします。

議案第73号は、野辺地町手数料条例の一部を改正する条例案であります。

57ページをお願いいたします。提案理由は、町指定ごみ袋の仕様変更に伴い、一般廃棄物処理手数料の額を改めるものであります。

新旧対照表でご説明いたします。58ページをお願いいたします。別表中、廃棄物処理の一般廃棄物処理手数料について、町指定ごみ袋1枚につき、大は31円から30円に、小は21円から20円に減額し、中を追加し、その額を25円に改めるものであります。

附則として、この条例は令和7年1月1日からの施行となります。

以上、議案第73号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 58ページのごみ袋の単価は、ここに書かれているとおりに思うのですが、町民の皆さんがごみ袋を購入する際、今までは大は20枚入りで620円だったと思うのですが、今度から買うときは、大は20枚入り600円とかというところの売価、要は購入する人のところの説明をお願いします。

○議長（岡山義廣君） 町民課長。

○町民課長（富吉卓弥君） 議員お話しされたとおり、大につきましては1締め20袋入りになりますので、大は30円、それぞれ20枚入りというふうになりますので、その額となります。

○議長（岡山義廣君） 9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） 今後ごみの袋は、新素材というふう理解してよろしいでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 町民課長。

○町民課長（富吉卓弥君） 新素材になります。

○議長（岡山義廣君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第73号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は原案どおり可決されました。

議案第74号 野辺地町介護保険条例の一部を改正する条例案を議題とします。

介護・福祉課長から説明を求めます。

介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） それでは、議案第74号についてご説明申し上げます。議案書59ページをお願いいたします。

議案第74号は、野辺地町介護保険条例の一部を改正する条例案であります。これは、介護保険料の減免手続に係る申請期限を見直すために提案するものです。これまで特に年金から納めていただく特別徴収については、減免の手続は納付期限の2か月ほど前までに必要であったものが、納付期限日までと改正いたしました。これにより、減免を希望する被保険者にとって有益な改正となります。

新旧対照表でご説明申し上げます。61ページをお願いいたします。第12条2項改正前は、保険料の減免の申請は、納付書で納める普通徴収では納期限の7日前、年金から納めていただく特別徴収では納期限の前々月の15日までの期限が定められておりましたが、改正後は普通徴収、特別徴収とも申請期限を各期の納期限までとしたものです。

この条例は、令和7年4月1日から施行いたします。

以上、議案第74号についてご説明申し上げます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第74号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

議案第75号 野辺地漁港荷さばき施設設置及び管理に関する条例案を議題とします。

産業振興課長から説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君） それでは、議案第75号についてご説明申し上げます。議案書63ページをお願いいたします。

議案第75号は、野辺地漁港荷さばき施設設置及び管理に関する条例案であります。野辺地漁港荷さばき施設工事の完了に伴い、施設の管理に関する所要の規定を設けるため提案するものであります。

64、65ページをお願いいたします。それでは、主なる項目についてご説明いたします。第3条の施設の名称及び位置であります。施設の名称は野辺地漁港荷さばき施設といたします。施設の位置は、野辺地町字米内沢78番地といたします。

第4条の使用者の範囲については、この荷さばき施設を使用できる者は、水産業協同組合法第2条に規定する水産業協同組合といたします。

66、67ページをお願いいたします。第8条の使用料について、荷さばき施設の使用料は無料といたします。

第9条の維持管理の経費については、荷さばき施設の維持管理に要する経費は、使用者の負担といたします。

68ページをお願いいたします。第13条は賠償の責任について、第14条は町の免責について、第15条は委任についてをそれぞれ規定しております。

附則でございますが、この条例は令和6年12月16日から施行いたします。

以上、議案第75号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第75号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

議案第76号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について、議案第77号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更については関連がありますので、一括議題とします。

総務課長から説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（山田勇一君） それでは、議案書71ページから79ページまでの議案第76号及び議案第77号について一括してご説明いたします。

青森県市町村総合事務組合及び青森県市町村職員退職手当組合の構成団体である西北五環境整備事務組合が令和7年3月31日をもって解散することに伴い、組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更をすることについて地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

75ページ及び79ページに双方の組合の規約変更に係る新旧対照表を掲載しております。いずれも別表中から西北五環境整備事務組合を削るものとなります。

この規約変更の施行日は、令和7年4月1日となります。

ご説明は以上であります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（岡山義廣君） この2件について、一括で質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第76号及び議案第77号、2件を一括して採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号及び議案第77号の2件は原案のとおり可決されました。

◎発議審議

○議長（岡山義廣君） 日程第2、発議審議を行います。

発議第4号 ハラスメント対策特別委員会設置に関する決議案を議題とします。

会議規則第13条第1項の規定によって、ハラスメント対策特別委員会設置に関する決議案が4番、村中君ほか5名から提出されました。

この件について、議会運営委員会で審査しております。6人の委員で構成する特別委員会を設置し、議員のハラスメント防止に関する事項を付託して調査するものです。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから発議第4号を採決します。本決議案のとおり特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

引き続き特別委員会の委員の選任を行います。

委員間で協議の場を持ちたいので、暫時休憩します。

休憩（午前10時56分）

再開（午前10時58分）

○議長（岡山義廣君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、2番、高沢君、3番、木戸

君、4番、村中君、8番、中谷君、10番、大湊君、11番、赤垣君を指名いたしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） ご異議なしと認めます。

したがって、特別委員はただいま指名した方を選任することに決定いたしました。

なお、手元に正副委員長互選の結果が届いておりますので、報告します。

ハラスメント対策特別委員会委員長に4番、村中君、副委員長に11番、赤垣君、以上のとおりであります。

発委第3号 議会中継による議会活動の公開を求める決議案を議題とします。

本案は、会議規則第13条第2項の規定によって、議会改革検討特別委員会、赤垣委員長から提示されました。

本案について、趣旨説明を求めます。

11番、赤垣義憲君。

○議会改革検討特別委員長（赤垣義憲君） 発委第3号 議会中継による議会活動の公開を求める決議案の趣旨説明を申し上げます。

令和6年8月に一部供用開始された新庁舎は、議場等に議会運営に必要な設備が整備されるとともに、音響や映像システムも先進的なものとなり、特に議場で撮影した映像はリアルタイムで庁舎内に設置するモニターへ中継できるようになりました。

議会基本条例の原則に依拠して、町政の重要な情報は、本会議を通じて議会傍聴以外にも町民に対して周知が可能となったところです。

設備を最大限に活用して議会情報を公開するため、多くの来庁者が行き交う1階町民ラウンジにおいて、議会中継を視聴できるようモニターの設置を求めるものでございます。

本決議案は、会議規則第13条第2項の規定により提出するものであります。

以上となります。

○議長（岡山義廣君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

したがって、これから発委第3号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

以上で本定例会に付議されました……

◎動 議

〔「議長」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 入札談合等関与行為に関する調査の動議を提出したいと思います。よろしくをお願いします。

〔「賛成」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） ただいま11番、赤垣義憲君から入札談合等関与行為の調査に関する動議が提出されました。

この動議は所定の賛成者がありますので、成立しました。

11番、赤垣義憲君に議案の提出を求めます。

提出するまで暫時休憩といたします。

休憩（午前11時03分）

再開（午前11時14分）

○議長（岡山義廣君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎日程の追加について

○議長（岡山義廣君） ただいま11番、赤垣君ほか1名から発議第5号 入札談合等関与行為の調査に関する決議案が提出されました。

お諮りします。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） ご異議なしと認めます。

追加日程第1として、発議第5号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎発議審議

○議長（岡山義廣君） 追加日程第1、発議第5号 入札談合等関与行為の調査に関する決議案を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

11番、赤垣義憲君、どうぞ。

○11番（赤垣義憲君） 発議第5号 入札談合等関与行為の調査に関する決議案の提案理由を申し上げます。

9月定例会及び12月定例会の一般質問において、競争入札での不可解な結果について質問したところではありますが、それに対する答弁及び説明内容は、私をはじめ複数の議員、そして町民の皆様におかれましても、理解が得られるものではなく、到底納得できないものでありました。

したがって、このたびの疑惑を払拭し、今後の入札において疑念を持たれぬためには事実確認が必須であると考えことから、必要に応じた調査を実施し、談合など不正の疑念を晴らすとともに、町民の皆様にご安心いただくことを目的とした特別委員会を設置したく提案するものであります。

地方自治法第100条第1項の規定により調査を行うもので、調査事項は入札談合等関与行為の疑惑に関する事項とし、本調査は地方自治法第109条及び委員会条例第6条の規定により、委員6名で構成する入札談合等関与行為調査特別委員会を設置し、これに付託して行うものであります。

調査権限として、議会は、本調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を入札談合等関与行為調査特別委員会に委任するものです。

調査期限について、入札談合等関与行為調査特別委員会は、本調査が終了するまで、閉会中もなお調査を行うことができます。

本調査については、百条調査権を行使するものでございます。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） ちょっと休憩をお願いしたいのですが。

○議長（岡山義廣君） 休憩を取りましょう。

何分ぐらいですか。

5分。

〔「はい」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 11時25分まで休憩します。

休憩（午前11時20分）

再開（午前11時25分）

○議長（岡山義廣君） 再開します。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） まず、この決議案の中には、調査に係る経費が書かれておりませんが、百条調査をする場合は、法律に詳しい専門家に、議会アドバイザーとしてお願いするのがよいという専門家のお話もあり、そうなりますと、おのずと調査経費というのがかかるのではないかと思います。百条調査に関して議案提案するには、委員会名、定数、調査期限、調査事項、そして調査に係る経費をあらかじめ決めておく必要があるという資料がありますが、この経費に関してはどうお考えでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 現段階では、法に関する専門家に依頼するという考えは持っておりませんので、特別費用が発生するというのは、今の時点では考えておりません。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 百条調査の調査対象としましては、予算執行など執行部の権限に関するものは逸脱、濫用が認められない限り百条調査の対象とはならないという資料もあります。それから、目的としては不祥事件等に対し調査することをこの百条委員会の目的としております。今回の百条調査を行使することが、この対象とか目的にそぐうのかどうか、少し疑問を持っているのですが、どうお考えでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） まず、一般質問の答弁において、執行部側の答弁内容が町長の答弁と担当課長の答弁が食い違う部分が多々ありました。一般質問の中で、その中身をしっかりと理解できるまでに至らなかったということが大きな理由であります。

まず、入札結果というのは、ホームページ等で誰もが入手できる情報でありますから、その入札結果を見て、不可解だと感じる町民の皆さんが少なくともあったという声を聞いております。こういったことから、一般質問等で解決できない部分は、やはり委員会を立ち上げてしっかりと調査するべきと考えたものですから、提案させていただきました。

○議長（岡山義廣君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。まず、原案に反対者の発言を許します。

10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 私は、この百条調査権を行使することに関しては反対いたします。

まず、この百条調査の設置は最終手段であります。議会が持つ調査権限としては、第1段階としては所管事務の調査の権限を持っている常任委員会、そして第2段階としては検査権を使います。関係書類の検閲や検査をする。それでも足りない場合は百条調査権、最終手段で百条調査権というものを発動する、それが本来あるべき姿ではないでしょうか。

安易な発動は、議会の権威と品位を汚すものであり、避けるべきものだと考えます。百条調査の前にやるべきことがあるのではないのでしょうか。

それから、百条調査の運営に関してですが、民事訴訟法が準用され、罰則規定などを持つなど、非常に強力な議会の権限であります。大きな力には大きな責任が伴う。万が一誤った運営をしてしまった場合は、議員が訴訟を起こされることも考えられます。したがって、より慎重に扱うべきものが百条調査であると考えております。

それから、最後に百条調査というものは、これまで政局や選挙のために悪用されてきた政治利用に使われることが多いと一般的には見られています。野辺地町議会は、そう見られることに関してどう我々は考えなければいけないのか。町民説明をする必要もあるのではないかと思います、今回のこの決議には反対いたします。

○議長（岡山義廣君） ただいま反対の討論がありました。

次に、賛成者の討論がありましたら発言を許します。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 賛成の立場で討論させていただきます。

大湊議員から様々ご説明がございました。まずは常任委員会での調査、そして検査権を行使していく、最終的な手段として百条委員会という段取りがふさわしいのではないかというお話もございましたが、本件は非常に重大な案件であると私は捉えております。しっかりとこの疑念を晴らすという意味合いも込めまして、先ほど大湊議員がおっしゃいました百条委員会の百条権限を濫用する、悪用するという見方も一方ではあるかもしれませんが、あるいは政治利用するとか、そういう見方もあることは認めざるを得ない部分ではありますけれども、そういう使い方ではなく、しっかりと正当な使い方として、今の案件を放置するわけにはいかないと。しっかりと法の下で調査を進めていく必要があると判断しましたので、私は賛成という立場でございます。

以上です。

○議長（岡山義廣君） そのほかに討論ありませんか。

反対の討論ですか。

〔「反対の討論です」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 6番、戸澤 栄君、どうぞ。

○6番（戸澤 栄君） 提案者は、そういうふうな疑惑をお持ちなのでしょうけれども、私たちはこれに関して一度も調査または意見交換をしたことがございません。当然やるべきことをやって、この百条の重みというのは、半端な重みではないのですよね。袴田事件があったように、人間は思い込みや決め込みだけで決して行動してはいけない部分もございます。やるべきことをやって、そして及ばなかったときにどうするかということは、町民の声を聞きながら判断していくべきものだと私は思っています。いきなり百条ということについては、私は町民の同意も得られないものだと思っております。

○議長（岡山義廣君） 賛成者の討論ありましたら。

9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） 賛成の立場で申し上げます。

百条委員会をつくるかどうかということに対して、今反対の方がいたようなのですけれども、今まで何回も一般質問なりで理由を求めても、納得できない町民が多数います。これをはっきりさせるためには、やっぱり百条委員会をつくってやるべきだと思います。

以上です。

○議長（岡山義廣君） これで討論を終わります。

この採決は……

〔「議長」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 起立によって行います。

8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） この案件に関しては、議会にとっても、議員にとっても大変大事な重大な案件であります。でありますから、各議員が持っておりますしがらみに縛られることなく、正しい考えで賛否を問うていただきたい。そういう意味で、私は無記名の投票で採決することを希望いたします。

〔「反対です」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 中谷議員とともに要求したい方は挙手をお願いいたします。

〔挙手6人〕

○議長（岡山義廣君） 6名。会議規則第77条の規定によって、出席議員3名以上から無記名投票にされたいとの要求がありますので、この採決は無記名投票で行います。

これから発議第5号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

投票準備のため、暫時休憩いたします。

休憩（午前11時37分）

再開（午前 11 時 39 分）

○議長（岡山義廣君） 休憩前に引き続いて再開します。

議場の出入り口を閉めてください。

〔議場閉鎖〕

○議長（岡山義廣君） ただいまの出席議員数は10名です。

次に、立会人を指名します。立会人に 1 番、横浜君、 7 番、古林君を指名します。

投票用紙を配ります。

本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載してください。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票、白票は反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（岡山義廣君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1 番議員から順番に投票願います。

〔投 票〕

○議長（岡山義廣君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

開票を行います。1 番、横浜君、 7 番、古林君、開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（岡山義廣君） 投票の結果を報告します。

投票総数10票、有効投票10票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち、賛成 6 票、反対 4 票。

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、発議第 5 号は原案のとおり可決されました。

議場の出入口を開いてください。

〔議場開鎖〕

○議長（岡山義廣君） 引き続いて、特別委員の選任を行います。議員間で協議の場を持ちたいので、暫時休憩します。

休憩（午前 11 時 47 分）

再開（午前 11 時 57 分）

○議長（岡山義廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、1番、横浜君、2番、高沢君、3番、木戸君、8番、中谷君、9番、野坂君、11番、赤垣君を指名したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、特別委員はただいま指名した方を選任することに決定しました。

なお、手元に正副委員長の互選の結果が届いておりますので、報告します。入札談合等関与行為調査特別委員会委員長に11番、赤垣君、副委員長に3番、木戸君、以上のとおりであります。

以上で本定例会に付議された事件の審議が全部終了しました。

◎閉会の宣告

○議長（岡山義廣君） これをもって令和6年第5回町議会定例会を閉会します。

（午前 11 時 59 分）